

## 練馬区「農業体験農園」に学ぶ 都市農業の多面的役割

林 和生

子供時代、実家に家庭菜園があり農作業に親しんだ。また大学の卒業論文のテーマに神戸市の都市近郊農業を取り上げた。夏季休業中の炎天下、毎日のように農家を訪ねて聞き取り調査を行った。その後は農業研究からは距離をおき、中国農村部での商業と工業の歴史地理学的研究に従事してきた。

東京都練馬区に転居してからは、区の「農業体験農園」に参加して趣味として農業のまね事を続けている。「農業体験農園」（以下、体験農園）とは、参加者が農家の農地の一角を利用料を払って借りて園主の指導を受けながら一年を通して野菜作りを続けるしくみである。春から夏にかけて、大根、キャベツ、ナス、トマト、キウリ、小松菜、水菜、ジャガイモなど十数種の野菜を、また秋から冬にかけて、人参、ネギ、練馬大根、ブロッコリー、サトイモ、落花生、ルッコラ、シユンギクなど十数種の野菜を栽培する。

農園の利用期間は三月～翌年一月で、約三〇㎡の区画がそれぞれに割り当てられる。体験農園は現在、区内に一七園、約一九〇〇区画ある。農園で栽培する野菜の種や苗、肥料・農薬、農具類は園主が用意するので、利用者は農作業用の服装で軍手・長靴・ハサミ等を用意して農園に来ればすぐに農作業ができる。園主は連作障害などが出ないように年間の作付け計画を作成し、利用者はそれに従って作業を行い、勝手に好みの野菜の栽培はできない。農園ごとに半期に十回程度講習会があり、園主は利用者に行なうべき農作業の内容やコツ・注意点などを、実際に作業を見せながら丁寧に説明する。園主の指導通りに丁寧に農作業をすれば、適度な降雨と気温、十分な日射に恵まれれば、食べきれないほど野菜が収穫できる。ある利用者の計算ではスーパーの価格に換算して年間八～九万円分の野菜が収穫できるといふ。

さて、練馬区は東京二三区内ではまだ農業が盛んな区で、江戸～明治にかけて練馬大根をはじめ様々な野菜を大量に出荷して江戸東京の人々の胃袋を支えてきた。しかし、市街地化が進み、年々農家も農地も減少を続けている。昭和二五年には二九七二戸あった農家は令和二年には四二二戸に、耕地面積も二〇九二畝から一六二畝にまで減少した。専業農家はわずか五戸のみで、第一種兼業農家も一七戸しか残っていない。

そもそも「都市計画法」では市街化区域内の農地を「宅地化すべきもの」と位置づけていた。後、平成三年改正の「生産緑地法」で市街化区域内の農家が長期的に農地を維持できる可能性が生まれたが、農業で収益をあげ続けるのは極めて困難だった。その時、一部の農家が野菜作りのノウハウを市民に提供して収入を得るサービス業に農業を変身させるという大胆な計画を区に提案し、区議会の承認を得て「農業体験農園」として実現した。市民を農園に招き入れてカルチャースクールのような場にして、園主が農作業を指導して野菜作りと収穫を楽しんでもらい、代わりに授業料（＝利用料）を払ってもらうというアイデアだった。市民が支払う利用料が農家の経営を支え、農業を持続する基盤となった。練馬区では体験農園以外にも農産物の収穫を体験できるブルーベリー園やグリーンアスパラ園などがあるが、これらも農家が面倒な収穫作業の手間を省いて収益を得る工夫である。都市農業は、①新鮮で安全な農産物の供給、②災害時のオープンスペースの確保、③緑地空間を提供、④保健・福祉機能、⑤レクリエーション機能、⑥食育、⑦景観形成・歴史文化伝承機能など多様な役割を担っている。「体験農園」は、地域の人々と交流して都市農業の重要性と必要性を理解してもらうための重要な場になっている。

平成二七年四月に成立した「都市農業振興基本法」により、政府は都市農業を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と位置づけ、都市農業に対する政策を一八〇度転換した。また令和四年に期限をむかえた「生産緑地法」による都市農地への優遇税制は、「特定生産緑地」として令和一四年まで延長された。持続可能な開発目標であるSDGsの観点からも都市農業を活かしたまちづくりを推進する必要がある。

体験農園では伝統野菜の練馬大根の栽培にも取り組んでいる。練馬大根は江戸期より沢庵漬け用に盛んに栽培されたが、食生活の洋風化や病気の蔓延などで昭和三〇年には栽培がいったん途絶えた。白首系の大根で地中深く根を張り、長さは七〇cm～一mにもなる。首と尻部が細く、中央部が太いため、引き抜くには青首大根の数倍以上の力が必要で、この重労働の収穫作業が練馬大根の栽培を衰退させる一因になったという。